

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども医療費の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県芦屋町長

公表日

令和元年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	芦屋町子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年10月8日条例第32号)に基づき、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施する。子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①申請に基づき手帳情報、同居者及び受給者の住民票、住基異動、健康保険加入状況、世帯の所得状況を確認し、認定する。 ②受給者からの申請により医療費の一部負担金の助成を行う。 ③受給者の現況を確認。
③システムの名称	医療費助成システム、中間サーバ、番号連携サーバ、国保連合会システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び利用までに制定する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号(評価委員会規則掲載予定)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号 TEL:093-223-3572
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号 TEL:093-223-3532

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月28日	評価書名	乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務	子ども医療費の支給に関する事務	事後	
令和元年6月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	芦屋町は、乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	芦屋町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事後	
令和元年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①事務の名称 乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務	①事務の名称 子ども医療費の支給に関する事務	事後	
令和元年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	①事務の概要 芦屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年10月8日条例第32号)に基づき、乳幼児及び子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児及び子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施する。乳幼児・子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①申請に基づき手帳情報、同居者及び受給者の住民票、住基異動、健康保険加入状況、世帯の所得状況を確認し、認定する。 ②受給者からの申請により医療費の一部負担金の助成を行う。 ③受給者の現況を確認。	①事務の概要 芦屋町子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年10月8日条例第32号)に基づき、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として実施する。子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に利用する。 ①申請に基づき手帳情報、同居者及び受給者の住民票、住基異動、健康保険加入状況、世帯の所得状況を確認し、認定する。 ②受給者からの申請により医療費の一部負担金の助成を行う。 ③受給者の現況を確認。	事後	
令和元年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	乳幼児・子ども医療受給者情報ファイル	子ども医療受給者情報ファイル	事後	
令和元年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 池上 亮吉	②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和元年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事後	新様式への変更